

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の対象者に『ギフト券』を配布します

今年度は、さらに消費増税影響の緩和策として、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の対象者に、商工会が発行する『ほほえみギフト券（商品券）』を配付して、町内での消費を喚起し、生活の支援をすることにしました。

- ▶ 臨時福祉給付金の対象者 1人につき3,000円分
- ▶ 子育て世帯臨時特例給付金の対象者 対象児童1人につき5,000円分

※申請は給付金と同じ申請書でできます。（公務員を除く）
 ※『ほほえみギフト券』は、1枚の額面が1,000円となっています。
 ※配付は、11月中旬に配付移動窓口を設置して行う予定です。
 ※『ほほえみギフト券』の取扱店は、申請書などの郵送時に同封します。

■ 受付移動窓口日程表

開設日時	対象地区	開設時間	開設場所
7月23日 (木)	糸魚沢	9:30~10:30	糸魚沢地区集会所
	若松	11:00~12:00	若松地区集会所
	トライベツ	13:30~14:30	トライベツ地区集会所
	湖南地区(夜間)	17:00~20:00	福祉センター(1階・和室)
7月24日 (金)	筑紫恋	9:30~10:30	筑紫恋公民館分館
	末広	11:00~12:00	末広公民館分館
	床潭	13:30~15:00	床潭地区漁村センター
7月27日 (月)	宮園・白浜・光栄	9:30~12:00	宮園鉄北地区集会所
	真栄・港町・住の江 山の手・湖北地区(夜間)	13:30~20:00	役場(1階・和室)
7月28日 (火)	奔渡・有明・湾月	9:30~12:00	漁村環境改善総合センター
	梅香・若竹・松葉	13:30~16:30	福祉センター(1階・和室)
7月29日 (水)	上尾幌	9:30~12:00	上尾幌地区 コミュニティセンター
	尾幌	13:30~16:00	尾幌酪農ふれあい館
7月30日 (木)	片無去	13:30~14:30	片無去地区集会所
	門静・苦多	15:00~17:00	門静地区集会所
7月31日 (金)	太田・大別	9:30~12:00	太田活性化施設

※7月21日(火)から、あみか21、役場窓口サービス係、湖南地区出張所で町内全域の申請を受け付けます。

◆◆『振り込め詐欺』や『個人情報情報の詐取』にご注意ください◆◆

『臨時福祉給付金』（簡素な給付措置ともいいます）および『子育て世帯臨時特例給付金』に関して、厚岸町や厚生労働省などがATM（銀行やコンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることや、給付のために手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。また、不審な電話などがありましたら、迷わず保健福祉総合センターあみか21または警察署にご連絡ください。

◆◆配偶者からの暴力(DV)を理由に避難している人について◆◆

配偶者からの暴力を理由に避難し、事情により基準日時点で住民票を移すことができない人で一定の要件を満たす人は、現在住んでいる市町村に申し出ていただくことにより、給付を受けることができますので、事前にお問い合わせください。

Q 自分が町民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

A 例えば、
 ・ご自身の給与支給明細書の『町民税』の項目に課税額が記載されている場合
 ・介護保険料決定通知書に記載されている『保険料の段階』で5段階以上となっている場合には、基本的に町民税が課税されています。

Q 基準日以降に生まれた人や亡くなった人は給付金の対象になりますか？

A 【臨時福祉給付金】
 基準日の平成27年1月1日に生まれた人は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた人は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなった人も臨時福祉給付金の対象になりません。

【子育て世帯臨時特例給付金】
 基準日の平成27年5月31日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなった対象児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童になりません。

臨時福祉給付金 および 子育て世帯臨時特例給付金 のお知らせ

- 給付金に関する問い合わせ
 保健福祉総合センターあみか21 ☎53-3333
 【臨時福祉給付金に関すること】社会福祉係
 【子育て世帯臨時特例給付金に関すること】児童福祉係
- 町民税に関する問い合わせ
 税財政課町民税係 ☎52-3131(内線135~139)

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯への影響を緩和するために、昨年度に引き続き臨時的な措置として、『臨時福祉給付金』および『子育て世帯臨時特例給付金』を給付します。申請書、記載例、留意事項などは7月中旬に郵送します。

【臨時福祉給付金の申請書などの案内】

町民税係から、『町民税が課税されていない人がいる世帯に、今年度に限り、郵送で通知されるお知らせ』に併せて同封します。

【子育て世帯臨時特例給付金の申請書などの案内】

児童福祉係から、給付対象児童の世帯主宛てに郵送します。（公務員の人は職場から申請書が送付されます）

■ 給付要件等

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
基準日	平成27年1月1日	平成27年5月31日
給付対象者	平成27年1月1日において、厚岸町に住 民票があり、平成27年度分の町民税が課 税されていない人 ※ <u>ご自身を扶養している人が課税されて いる場合や生活保護を受けている場合 などは対象外</u>	平成27年5月31日において、厚岸町に住 民票があり、平成27年6月分の児童手当 を受給している人 ※特例給付（児童手当の所得制限額以上 の人に、児童1人当たり月額5,000円 の支給）を受給している人は対象外
給付額	対象者1人につき6,000円 ※今年度は加算措置はありません	対象児童1人につき3,000円
申請書送付時期	7月中旬	
申請方法	対象になると思われる人は、必要事項を記入し、身分を証明するもの（運転免許証、国民健康保険証など）の写しおよび預金通帳の写しを添えて直接持参するか、郵送で提出	
受付期間	7月21日(火)~10月30日(金)	
受付場所	保健福祉総合センターあみか21、役場窓口サービス係、湖南地区出張所 移動窓口（左ページ『受付移動窓口日程表』）	
給付方法	給付は10月以降に口座振込	

※今年度に限り、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人は、両方受けることができます。
 ※基準日時点で厚岸町に住民票が無い人は、その時点で住民票があった市町村にお問い合わせください。